

# 電力需給業務仕様書

## 1 概要

本業務は、図書館本館等の市有施設における電力供給について、受注者は六供清掃工場の余剰電力の一部を自己託送にて供給するとともに、自己託送によるもの以外の電力（以下、「負荷追従電力」という。）を供給するものである。

## 2 仕様

### (1) 対象施設

#### ① 託送元

施設名	所在地
六供清掃工場	群馬県前橋市六供町1536

#### ② 託送先

施設名	所在地
図書館本館	群馬県前橋市大手町二丁目12-9
総合福祉会館	群馬県前橋市日吉町二丁目17-10
障害者教養文化体育施設	群馬県前橋市上佐鳥町539-2
大胡支所	群馬県前橋市堀越町1115
粕川支所	群馬県前橋市粕川町西田面216-1
宮城支所	群馬県前橋市鼻毛石町1507-4
富士見支所	群馬県前橋市富士見町田島240
前橋水質浄化センター	群馬県前橋市六供町1331
敷島浄水場	群馬県前橋市敷島町216

※ 託送先は原則上記のとおりとするが、より適切な施設がある場合には、上記施設の削除又は新たな施設の追加を行うこととする。

### (2) 契約形態及び電力使用実績

#### ① 契約形態

施設名	契約電力 (kW)	供給電圧 (V)	電気方式	受電方式
六供清掃工場	1,250	6,000	交流3相3線式	1回線受電
図書館本館	128	6,000	交流3相3線式	1回線受電
総合福祉会館	336	6,000	交流3相3線式	1回線受電
障害者教養文化体育施設	39	6,000	交流3相3線式	1回線受電
大胡支所	71	6,000	交流3相3線式	1回線受電
粕川支所	63	6,000	交流3相3線式	1回線受電
宮城支所	31	6,000	交流3相3線式	1回線受電
富士見支所	130	6,000	交流3相3線式	1回線受電
前橋水質浄化センター	1,350	6,000	交流3相3線式	1回線受電
敷島浄水場	310	6,000	交流3相3線式	1回線受電

② 電力使用実績（令和4年度）

（単位：kWh）

施設名	夏季	その他季	計		
六供清掃工場	0	377,394	377,394		
図書館本館	111,437	213,690	325,127		
総合福祉会館	309,319	718,911	1,028,230		
障害者教養文化体育施設	14,799	38,360	53,159		
大胡支所	21,258	61,952	83,210		
粕川支所	21,057	55,474	76,531		
宮城支所	10,502	28,259	38,761		
富士見支所	45,637	102,181	147,818		
敷島浄水場	409,758	1,186,638	1,596,396		
施設名	ピーク	夏季昼間	その他季昼間	夜間	計
水質浄化センター	165,959	607,522	2,418,651 ※	3,522,648	6,714,780
合計					10,441,406

※ 令和4年12月14日午後2時から午後5時まで経済DRを実施（削減総量：539kWh）

- ・ただし、気象条件や社会情勢によって、実際の使用電力量は増減する可能性がある。
- ・季節区分及び時間帯区分における各定義は、余剰電力売却仕様書2(4)及び(5)に準ずる。
- ・各市有施設における年間使用電力参考値（令和4年度）は別紙3のとおりとする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和6年9月30日まで

（業務の対象期間は、令和5年10月1日午前0時から令和6年9月30日午後12時までとする。）

(4) 電力量等の検針設備

自動検針装置 有

（検針日は毎月1日とする。また、計量は、計量日に計量器により記録された値によるものとする。）

(5) 供給地点

一般送配電事業者の架空引込線と需要場所の電気設備との接続点

(6) 電気工作物の財産分界点

電気工作物の財産分界点は、本項(5)の供給地点と同一とする。

(7) 保安上の責任分界点

保安上の責任分界点は、本項(5)の供給地点と同一とする。

(8) 一般送配電事業者との託送供給契約履行に係る事項

- ① 受注者は、一般送配電事業者と締結する発電量調整供給契約に基づく発電契約者として、託送供給約款に定められた業務を行うこと。
- ② 受注者は、上記2(8)①に定めるもののほか、インバランス発生時における役務的及び金銭的責任を負う。

### 3 算定基準

- (1) 価格の算定にあたって力率は100%とする。
- (2) 契約電力及び最大需要電力の単位は1kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (3) 電力使用量の単位は1kWhとし、その端数は、小数点第一位で四捨五入する。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (5) 消費税及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (6) 算定に当たっては、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、及び市場価格調整額は考慮しないものとする。

### 4 料金の支払い

受注者は、毎月、基本料金、使用電力量に応じた負荷追従電力料金、自己託送電力量に応じた託送料金、燃料費調整額、市場価格調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を施設ごとに算出し、請求書はそれぞれの施設に対して送付すること。

また、電気の当月使用量は負荷追従電力量と託送電力量を明記した検針票を添付する。なお、検針票には検針日を明記する。

### 5 電力購入業務

- (1) 関東管内の一般送配電事業者と託送供給等に関する契約を締結し、小売電気事業者の電力供給設備に事故等が発生した際にも、安定的な電力供給を可能とする体制を構築するものとする。
- (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域の一般送配電事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。
- (3) 2(1)②の施設の内、非常用発電機を有していない施設は障害者教養文化体育施設で、これ以外の施設は非常用発電機を有している。
- (4) 六供清掃工場が発電した電力を自家消費するなどにより当該月に電力を全く購入しない場合の基本料金として以下の算式により算定される金額とする。  
基本料金＝契約電力×基本料金単価×(1.85－力率/100)×0.5  
(この時の力率は85%とする。)
- (5) 当該地域の一般配電事業者の託送供給約款に変更があった場合、双方協議の上、当該託送供給約款の変更日以降にその範囲内での契約単価の変更を行うことができる。
- (6) 当該地域の一般送配電事業者の託送料金等約款に変更があった場合、双方協議の上、基本料金、従量単価等の変更を行うものとする。

### 6 自己託送に係る事項

- (1) 発電した余剰電力のうち、一般送配電事業者の送配電ネットワークを利用して2(1)②の施設に供給し、受注者はこれに係る需給運用を実施する。
- (2) 受注者は、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）が定める業務規程及び当該地域の一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、自己託送実施にあたって必要な各種計画を作成・提出すること。なお、提出にあたっては提出期限、提出方法及び提出フォーマット等を遵守すること。

- (3) 作成する各種計画の値は、各施設の需給予測に基づいて算出するものとし、広域機関に提出した当月の計画の値、および実績の値（確定電力量）について、加工可能な電子データ（例：Microsoft エクセル形式）にて翌月末日までに、前橋市環境部環境政策課に電子メールで提出すること。
- (4) 突発的な発電停止や託送先の受電停止等により提出済の各種計画について変更が必要となる場合は、発注者は受注者へ変更について速やかに連絡する。受注者は、発注者からの連絡を受けたのち、速やかに広域機関等に変更の計画を提出する。
- (5) 業務実施に必要な広域機関システムの利用権限、スイッチング支援システムの利用権限、電子証明書は、発注者が手配したうえで、受注者に貸与する。また、当該地域の一般送配電事業者の専用ホームページへログインするためのアカウントID及びパスワードは、発注者が指定したものを受注者は使用する。
- (6) 受注者は、本業務における当月の実績報告を翌月末日までに提出すること。なお、提出方法及び送付先は6(3)と同様とする。実績内容については、次の各項目を記載すること。
  - ① 託送先における月合計の自己託送計画電力量（施設ごと）
  - ② 託送先における月合計の自己託送実績電力量及び金額（施設ごと）
  - ③ 託送先への自己託送電力量
- (7) 当該地域の一般送配電事業者が発注者へ請求する、あるいは発注者が当該地域の一般送配電事業者へ請求する接続サービス料金等の本自己託送に係る料金については受注者が当該地域の一般送配電事業者へ支払い又は請求を行うものとする。
- (8) 自己託送開始日から自己託送を実施するに当たり、自己託送開始日より前に提出する各種計画についても本業務の範囲に入るものとする。

## 7 その他

- (1) 燃料費調整額及び市場価格調整額は、当該地域の一般送配電事業者が定める電気最終保障供給約款による額とする。
- (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示による額とする。
- (3) 六供清掃工場は、10月に共通設備及び自家発電設備の点検整備及び高圧受変電設備の年次点検を予定しているため、この期間中は余剰電力の売却及び電力の需給を行わないことがある（自家発電設備停止期間14～20日間程度、受変電設備点検1日間を予定しているが、点検整備の内容等により期間を変更する場合がある）。

自家発電設備停止中の工場稼働に必要な電力は受注者から調達する。その他不測の事態により自家発電機が停止した場合の電力調達にも応じること。
- (4) 権利義務の譲渡等について、受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定する。